

診療情報開示について

診療情報の開示にあたっては、患者さんのプライバシーを保護するため、いくつかの条件が定められておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○診療情報の提供方法

(1) 診療内容の説明

日常の診療において、診療録等に記載された内容の説明につきましては、担当医にお申し出ください。

(2) 診療録等の開示

診療録等の開示を希望される方は、「診療録等の開示請求の申出書」に必要事項を記入していただきますので、受付までお申し出ください。

○診療情報開示の対象者

診療情報開示の対象は、原則として患者様本人、並びに患者様本人が指名した親族又はそれに準ずる方となっております。

ただし、患者様本人が自己の診療について合理的判断が出来ないと認められる場合には、法定代理人、及び実質的に患者様のお世話をしている親族又はそれに準ずる方となります。

○診療録等を開示することができない場合

次のいずれかに該当する場合には、診療録等を開示できないことがありますので、ご理解をお願いいたします。

- (1) 患者様本人以外の第三者の不利益となる恐れがあるとき。
- (2) 患者様本人の治療効果等への悪影響が懸念されるとき。
- (3) 上記の他、開示が不相当とする相当な事由が存在するとき

○診療録等の開示手数料

診療録等の謄写には実費をいただきます（枚数×50円）。
及び 事務手数料（一回）3,300円。

○その他

診療情報提供に関することについては、受付までお問い合わせ下さい。